

別添66 駐車灯の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える駐車灯に適用する（保安基準第37条の3関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあつては、4. 及び6. は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第77号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「駐車灯」とは、保安基準第37条の3に規定された灯火器をいい、駐車車両の存在について注意を喚起するために自動車に備えるものをいう。
2. 2. 「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。
2. 3. 「基準中心」とは、基準軸と灯火器の表面を構成するレンズの交点をいう。
2. 4. 「スクリーン」とは、光度特性等を測定するために用いる無光沢の白板又はこれと同等の性能を有するものをいう。
2. 5. 「照明部」とは、基準軸に直角な鉛直面において直射光が図面上入射するレンズの部分又は基準軸方向の光度に対して98%の光度となるレンズの部分进行う。
2. 6. 「標準電球」とは、協定規則第37号及び協定規則第128号で規定された電球であつて、寸法公差を少なくした照明装置の試験用電球をいう。
2. 7. 「定格電球」とは、協定規則第37号及び協定規則第128号で規定されない電球であつて、寸法公差を少なくした照明装置の試験用電球をいう。
2. 8. 「試験自動車状態」とは、二輪自動車等にあつては空車状態（原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水などの全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど運行に必要な装備をした状態をいう。）の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態をいい、二輪自動車等以外の自動車にあつては非積載状態（乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態をいう。この場合において、燃料の全量を搭載するとは、燃料の量が燃料装置の容量の90%以上となるように燃料を搭載することをいう。）の自動車に運転者1名（75kg）が乗車した状態をいう。なお、試験自動車の装着部品は、灯火器の取付位置、寸法及び性能に影響を与えるおそれのある部品以外は正規の部品でなくてもよい。
2. 9. 「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

3. 一般規定

3. 1. 駐車灯は、本技術基準の4. 及び6. のそれぞれの規定に適合しなければならない。
3. 2. 駐車灯は、通常の使用状態において想定される振動を受けても十分な動作が保証され、かつ、本技術基準で定められた特性を維持できるような構造でなければならない。

3. 3. 二輪自動車等に備える駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
3. 3. 1. 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあっては夜間前方150mの距離から、後面に備える駐車灯にあっては夜間後方150mの距離から、両側面に備える駐車灯にあっては夜間前方150mの距離及び後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
3. 3. 2. 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあっては白色、後面に備えるものにあっては赤色、両側面に備えるものにあっては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となつている駐車灯にあっては、橙色であってもよい。
3. 3. 3. 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15° の平面及び下方15°（駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°）の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
3. 3. 4. 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15° の平面及び下方15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15° の平面及び下方15°（駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°）の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45° の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
3. 4. 二輪自動車等に備える駐車灯であつて、光源が3W以上30W以下で、かつ、照明部の大きさが10cm²以上であるものは3. 3. 1. の基準に適合するものとして取り扱うものとする。
3. 5. 光源モジュールは、3. 5. 1. から3. 5. 3までの要件を満たすものとする。
3. 5. 1. 光源モジュールは、(a) 及び(b) による構造とする。
 - (a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けことができず、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない構造であること。
 - (b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源モジュールは、同一ランプハウジング内で相互互換できない構造であること。
3. 5. 2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。
3. 5. 3. 光源モジュールは、いかなる交換式光源とも交換できないように設計されているものとする。

3. 6. 交換式電球の場合

3. 6. 1. 標準電球を使用する場合は、協定規則第37号及び協定規則第128号の最新改訂版に規定されたものを使用するものとする。
3. 6. 2. 光源が正規の位置以外に取り付けることができないものとする。
3. 6. 3. 交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。
3. 7. 非交換式のフィラメント光源を有する後部霧灯にあっては、IEC規格60809第3版の規則4. 11. に適合するものであること。

4. 配光特性

4. 1. 駐車灯の光度は基準軸において、次に掲げる最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。

	最 小	最 大
	(cd)	(cd)
4. 1. 1. 前方駐車灯の光度	2	60
4. 1. 2. 後方駐車灯の光度	2	30
4. 1. 3. 複数の光源を有する駐車灯の場合、その取扱いは以下によるものとする。		
4. 1. 3. 1. その光源の全てが直列接続された駐車灯については、その光源を1つの光源とみなす。		
4. 1. 3. 2. いずれの駐車灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか1つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにおいて、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50%以上となればよい。		
4. 2. 本技術基準別紙1の図に規定する基準軸外及び領域内において、駐車灯の光度は次に掲げる基準に適合しなければならない。		
4. 2. 1. 本技術基準の別紙2に示す配光表の各測定点において、上記4. 1. に規定された最小光度値に、各測定点毎に定める百分率を乗じた値を下回らないこと。		
4. 2. 2. 駐車灯は、駐車灯が視認できる空間内の全方向において、4. 1. に規定する最大光度を超えないこと。		
4. 2. 3. ただし、制動灯との結合式である後方駐車灯（4. 1. 2. 参照）にあっては、水平面より5° 下方より下側の範囲では、光度が60cdを超えないものであればよい。		
4. 2. 4. 前項までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
4. 2. 4. 1. 本技術基準別紙1に定義される領域全体について、光度は0. 05cd以上であること。		

4. 2. 4. 2. 本技術基準別紙2の2. 2. に規定する光度の局部偏差に関する要件に適合すること。
 のであること。

4. 3. 本技術基準別紙2に、試験実施方法の詳細を示す。

5. 試験手順

5. 1. すべての測定は、光度測定及び灯光の色の測定を含め、以下に定める方法で実施する。

5. 1. 1. 交換式光源を装着した駐車灯であって、光源電子制御装置によって電圧が制御されないものは、当該装置に使用される無色の標準電球又は定格電球を用い所定の光束（協定規則第37号に規定されたものにあつてはその規則に定められた基準光束、JIS C7506で規定されたものにあつてはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあつては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節するものとする。

ただし、6. 75V、13. 5V又は28. 0VのLED光源を装着している場合にあつては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6. 75V、13. 5V又は28. 0V）における平均光束値との比によるものとする。

5. 1. 2. 非交換式光源（電球等）を装着した駐車灯であって、6V、12V又は24Vのものは、それぞれ6. 75V、13. 5V又は28. 0Vを印加するものとする。

5. 1. 3. 光源電子制御装置を駐車灯の一部として供給する場合は、当該駐車灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加し、又は自動車製作者等が電圧を定めていない場合にあつては6V、12V又は24Vのものはそれぞれ6. 75V、13. 5V又は28. 0Vを印加するものとする。

5. 1. 4. 光源電子制御装置を駐車灯の一部として供給しない場合は、当該駐車灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加する。

5. 2. 試験機関は、自動車製作者等に光源及び該当する機能を提供するために必要な光源電子制御装置を要求するものとする。

5. 3. 駐車灯を自動車に取り付けた状態で4. 及び6. の試験を実施する場合には、試験自動車状態の車両を水平な平坦面に定置し、所定の光束となるよう自動車製作者等が指定した電圧を定電圧電源装置により駐車灯に供給して行うものとする。

5. 4. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

6. 灯光の色規定

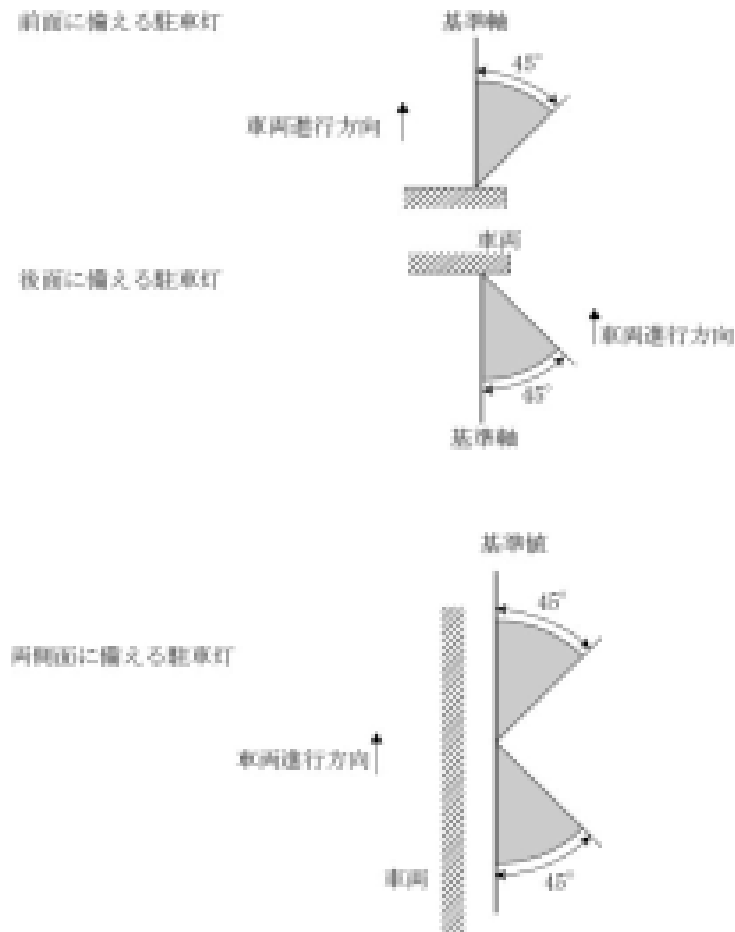
灯火の色は、別紙2の2. に定める配光特性の測定範囲内において、赤色、白色又は橙色であることとし、配光特性の測定範囲外においては、著しい色のむらがないものであること。また、色度特性の試験方法については5. のとおりとすること。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した駐車灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別紙1

駐車灯の配光における最小角の範囲（注）

配光の水平方向の最小角は、基準軸から次図に示す範囲内とする。配光の最小垂直角は水平面より上方 15° 及び下方 15° とする。ただし、駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、最小垂直角は、上方 15° 及び下方 5° であってもよい。



（注）上図に示した角度は、車両の右側に取り付けられる装置の場合である。矢印は車両の進行方向を示す。

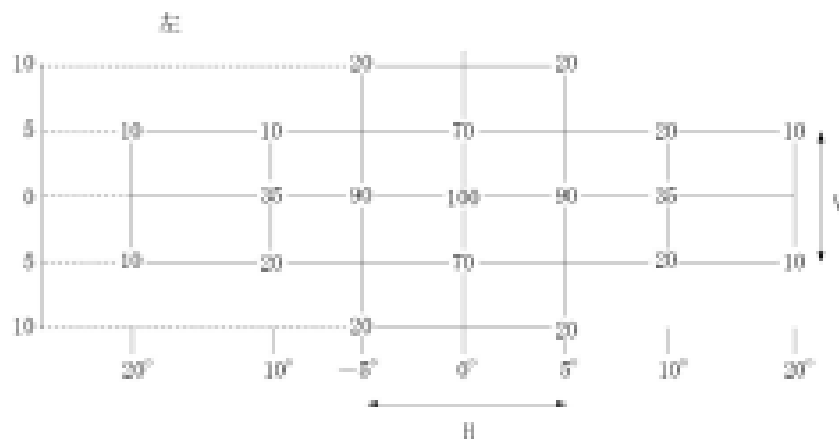
別紙2

配光測定

1. 配光測定

- 1.1. 配光測定中は、適切な遮蔽により乱反射を防止すること。
- 1.2. 測定結果が規定の要件を満たさない場合には、以下の要件に適合する方法で測定を行うものとする。
 - 1.2.1. 測定距離は、距離の逆二乗の法則が適用できるようにとること。
 - 1.2.2. 測定装置は、灯火器の基準中心から見た受光器の開口角が $10'$ 以上 1° 以下になるように設定する。
 - 1.2.3. 光度要件を測定する場合における観測角の誤差は、 15° 以内であること。
- 1.3. 製作者等が複数の基準軸を指定する場合における配光特性の試験は、指定する各々の基準軸について、製作者等が基準軸の一定の範囲を指定する場合にあっては指定する基準軸の範囲のうち最も不利な位置について、それぞれ実施するものとする。

2. 標準配光分布表



- 2.1. 方向 $H=0^\circ$ 及び $V=0^\circ$ は基準軸に一致し、基準中心を通る（車両装着状態で、この軸は水平で車両の中心面に垂直かつ所定の視認方向に向いている。）。各測定方向において表に示す数値は、駐車灯の基準軸（ $H=0^\circ$ 、 $V=0^\circ$ ）において必要とされる最小値のパーセンテージを示す。
- 2.2. 上記2. に格子で図示した上記の配光分布の範囲内において、灯火の配光パターンにむらがあってはならない。この場合において、格子によって囲まれる部分の光度は、少なくとも該当方向を囲む格子上的の最小光度要件を満たす場合には、むらがないものとみなす。
- 2.3. ただし、駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、光度の確認は下方は 5° までの範囲のみであってもよい。

3. 複数の光源を持つ装置の配光測定

配光特性は、以下のように検査する。

3. 1. 非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

3. 2. 交換式光源の場合

6. 75V、13. 5V又は28. 0Vの量産電球を装着している場合、駐車灯の光度の値は補正するものとする。この場合において、補正係数は、基準光束値（LED光源の場合にあっては、目標光束値）と供給電圧（6. 75V、13. 5V又は28. 0V）で測定した光束値の比率とし、それぞれの使用電球の実際の光束値は、平均光束値から±5%以内でなければならない。

また、量産電球に代えて標準電球又は定格電球を使用することができる。この場合に、それぞれの電球位置における電球の所定の光束で測定した光度を合計するものとする。

3. 3. フィラメントランプを備えない駐車灯にあっては、作動1分後および30分後に測定した光度が、最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。作動1分後の配光は、各測定点において作動1分後および30分後にHVで測定した光度の比率を適用することにより、作動30分後の配光から計算により算出してもよい。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2017.10.10】

別添66（駐車灯の技術基準）